

議案第101号

権利の放棄について

次のとおり、権利を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年12月9日

山都町長 梅田 穰

- 1 放棄する権利 水道料金債権（延滞金及び督促手数料含む。）
- 2 債務者 債務者F（住所：山都町）
- 3 放棄する債権の額 7,080円
- 4 放棄の理由 平成27年9月、債務者に住宅を貸与している家主からの情報提供により債務者が無断で退去した事実が判明し、その後も一切連絡が取れなかった。本町における住所については、平成29年1月20日に職権消除され、戸籍附票の確認を行ったが、住所不明のため財産の存否も明らかではない。

さらに、民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）による改正前の民法（明治29年法律第89号）第173条第1号に規定する2年間の消滅時効期間が既に経過しているため。

(提案理由)

本町が保有する債権（支払請求権）を放棄するためには、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。